

資料 2

住基法改正等に関する 主な論点（その1）

住基法改正等に関する主な論点（その1）

- 現行の事務処理要領上、「氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当であるが、その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない」としているが、外国人住民の氏名のよみかたの表記についても、同様の取扱いとすることによいか。

 - 外国人住民の通称名については、当該外国人住民の希望を踏まえ、備考欄に記載することができることとするこゝとによいか。

また、その住民票の写し等の交付については、原則として備考欄の通称名の記載は省略するが、本人から請求があつた場合等は、請求事由等を判断した上で記載することができることとするこゝとによいか。

さらに、備考欄の記載事項は、これまで転出証明書に記載することとしていないが、通称名の情報を引き継ぐため、転出証明書の備考欄に記載することとしたらどうか。または、転入先市町村から転出元市町村に照会することとしたらどうか。

 - 各種日付の表記については、事務処理要領の様式例において和暦で示されているが、外国人住民に係る日付の表記は、次のとおりの取扱いを想定することによいか。
 - 日本人住民の生年月日の表記は、戸籍の記載と一致させており、和暦（元号）で示されているが、外国人住民については、在留カードで想定される記載と一致させる観点及び戸籍に記載される場合の外国人の生年月日を西暦で表記する現行の取扱いを踏まえ、西暦。
 - 在留期間の満了の日は、在留カードで想定される記載と一致させる観点から、西暦。
 - その他の各種日付（外国人住民となつた年月日、住所を定めた年月日、届出年月日）については、日本人と同様、和暦。
- ※ 外国人住民の氏名表記については、原則として在留カードや特別永住者証明書の表記にならうこととしており、法務省における検討状況等を踏まえつつ、さらに検討。